

財務省第12入札等監視委員会
令和2年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和3年6月15日(火) 福岡合同庁舎 新館 税務大学校福岡研修所	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和3年1月1日(金) ~ 令和3年3月31日(水)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	
競争入札(公共工事)	-1件	-
随意契約(公共工事)	-1件	-
競争入札(物品役務等)	4件	契約件名 : 北九州市小倉北区所在国有財産地中レーダ探査等業務 契約相手方 : 日本物理探査株式会社 九州支店 (法人番号 6010801009076) 契約金額 : 4,367,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月14日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : パーソナルコンピューターほか購入 契約相手方 : 株式会社オフィスソリューションズ北九州 (法人番号 7290801004032) 契約金額 : 4,411,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月13日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 佐世保港湾合同庁舎ブロック塀点検業務委託 契約相手方 : 株式会社 ユニオンリサーチ (法人番号 1120001048216) 契約金額 : 616,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月25日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 春日市・大野城市国有地敷地等調査業務 契約相手方 : 日本地研株式会社 (法人番号 8290001015267) 契約金額 : 3,190,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月5日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : 北九州市小倉北区所在国有財産地中レーダ探査等業務 契約相手方 : 日本物理探査株式会社 九州支店 (法人番号 6010801009076) 契約金額 : 4,367,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月14日 担当部局 : 福岡財務支局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 北九州市小倉北区所在国有財産 地中レーダ探査等業務 契約相手方 : 日本物理探査株式会社九州支店 (法人番号 6010801009076) 契約金額 : 4,367,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月14日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>低落札率かつ一者応札であることから、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。</p>	
<p>入札金額の内訳を確認すると、当局の積算数量に比べ、落札業者の示した積算数量が非常に低い値となっているが、低く抑えている理由は何か。</p>	<p>落札業者からは、国との取引実績を確保するため、相当の営業努力を行ったと聞いている。</p>
<p>予定価格の積算にあたり、参考価格としての見積り先を1者のみとしている理由は何か。</p>	<p>本件に先立ち、業務内容及び予定価格のコンサルタントを行える民間精通者を一般競争入札により募っている。 当該予定価格は、上記民間精通者による意見価格を採用したものである。</p>
<p>落札業者と当局との間において、過去に取引を行った実績があるか。</p>	<p>今回の落札業者に関しては、以前における当局との取引実績は確認できていない。</p>
<p>2者が入札参加を辞退しているが、契約の時期を勘案することで辞退を防げたのではないか。</p>	<p>契約時期が年度末と重なり、入札参加を辞退した業者があったのは事実である。 ただし、当初、10月には当該業務に入る予定で順調に進めていたものの、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響から契約時期を遅らせざるを得なかったものである。</p>
<p>低入札価格調査は行ったのか。また、業務は適正に行われたのか。</p>	<p>金額要件から、本件は低入札価格調査の対象とはなっていない。 なお、業務については、成果物の完成を確認しており、順調に進んでいる。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : パーソナルコンピューターほか 購入 契約相手方 : 株式会社オフィスソリューションズ 北九州 (法人番号 7290801004032) 契約金額 : 4,411,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月13日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>応札者が少なく、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているかについて確認したい。</p>	
<p>本件落札業者は平成25年以来、貴関のコンピュータ関連の調達で落札し続けているが、同一業者の落札が続いている原因についてどのように捉えているか。</p>	<p>落札については企業努力の結果と思うが、資格等級等入札参加基準に合致すればどの業者も参加可能であり、コンピュータ関連の調達では、大型家電量販店(おおむね資格等級A)が参加できる調達規模となれば状況は変わるかもしれない。</p>
<p>予定価格作成のため、2者に見積りを依頼した理由は何か。</p>	<p>当関と過去に契約実績のある北九州地区の業者であることから見積りを依頼した。</p>
<p>調達物品がさほど特殊なものでもないことからより多くの応札者を確保することも可能と考えられるが、そのための方策は何かあるか。</p>	<p>今回の入札は結果的に2者応札となったが、直前までもう1者参加の意思を示していた業者があり、十分競争性の確保は図られているものと考えている。積極的な声掛け、入札説明期間を長く設定する等で更なる競争性の確保は可能と考えている。</p>
<p>予定価格作成時に過去実績のある2者だけに見積りを依頼した場合、入札参加業者が限定されるため、もう少し工夫が必要だったのではないか。</p>	<p>結果2者応札であったため、幅広く声をかける必要はあったと考えている。</p>
<p>参考見積を取得する際は、コンピュータのメーカー、機種を指定したのか。</p>	<p>コンピュータのメーカー、機種ともに指定していない。</p>
<p>落札していない業者が出してきた参考見積も同じメーカーのコンピュータだったのか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>納品されたコンピュータはインターネットで調べると落札価格より安価となっているがどう考えるか。</p>	<p>インターネットの価格は人件費等が加算されておらず、その価格を元に予定価格を作成した場合、落札とならない恐れがあるため、インターネットの価格は参考としていない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 佐世保港湾合同庁舎ブロック塀 点検業務委託 契約相手方 : 株式会社 ユニオンリサーチ (法人番号 1120001048216) 契約金額 : 616,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月25日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>落札率が低く、応札者も少ない。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。</p>	
<p>落札価格と予定価格との差について、個別の費用内訳でどのような違いがあったのか。落札者の工事費内訳書等があればお示し頂き、結果として予定価格が落札者の落札価格と大幅乖離となった理由について教えていただきたい。</p>	<p>個別の費用内訳について、直接人件費、直接経費、技術管理費及び諸経費の落札価格と予定価格を比較すると、特定の項目が安価というわけではなく、全体的に落札価格が低かったと言える。</p> <p>次に、落札価格が低くなった主な3つの理由として、落札者は建築物点検関係について実績とノウハウがあること、別落札案件とセットで検査できたこと、そして機器を利用し、ブロック塀を破壊することなく、効率的にブロック内部の診断を行ったことから価格を大幅に抑えることができたと思われる。</p> <p>また、一方では、本件の事業規模が佐世保に限定されることを踏まえ、地元業者からの入札を前提に予定価格を設定したことから予定価格が高くなった一つの要因と考えている。</p> <p>以上のとおり、結果として、予定価格と落札価格に大きな乖離が生じたものと考えている。</p>
<p>落札者は同種案件を多く扱っていて、また直近で入札した案件とセットで行えばリーズナブルな価格で実行できるとのことであるが、人件費は予定価格よりかなり低い金額となっており、それだけ手間が省けるということなのか。実際は手間がかからなくてできるという可能性はないのか。</p>	<p>仕様書に、ブロックを一部取り外して点検し、終了後は現状復旧することと記載があり、実際こういったところで人件費がかかっており、その方法を踏まえた参考見積により算出した予定価格も高くなったが、落札者は機器を利用してブロックを破壊することなく調査を実施しており、全体的に日数もかからず、人件費が抑えられたと考えている。</p>
<p>ブロックを取り外して点検し、現状復旧する方法ではなく、非破壊検査がより普通に行われているということか。もともと非破壊検査での仕様書を作成するべきではなかったか。</p>	<p>長崎税関において、佐世保ブロック塀点検以外に、別途3件のブロック塀点検を行っており、佐世保以外のブロック塀点検については、ブロックを取り外して復旧する方法での点検を行っており、その方法が一般的と考えている。</p>
<p>仕様書と違う手順で作業をしたということか。それは性能的には同じということか。</p>	<p>仕様書には、ブロックを一部取り外して点検し、終了後は現状復旧することとあるが、補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができるとの記載があり、非破壊検査は特段問題ないと考えている。</p>

<p>次回同じ案件があったら仕様書と予定価格の積算については、非破壊検査を入れるのか。</p>	<p>今回ブロック塀点検自体が初めてだったので、地元業者からの参加という想定で仕様書を作成し予定価格を算出したが、実際には全国からの参加があったので、今回の経験を踏まえ、今後は仕様書等の内容を検討したい。</p>
<p>本件の工期が終わっており、点検は適切に行われているということか。</p>	<p>工事完了後、業者から結果報告書の提出があり、不具合箇所を修繕するようにとの指摘もあったことから、本点検は適正であったと考えている。</p>
<p>今後、ブロック塀点検と建築物点検をまとめて入札してはどうか。</p>	<p>建築物点検は定期的に行うものであるが、ブロック塀点検は、大阪北部地震による塀の倒壊被害を受けての一過性の点検なので、今後まとめて入札を行うことは想定していない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 :春日市・大野城市国有地敷地等 調査業務 契約相手方 :日本地研株式会社 (法人番号 8290001015267) 契約金額 :3,190,000円(税込) 契約締結日 :令和3年1月5日 担当部局 :福岡国税局</p>	
<p>落札率が高く、応札者が少ない。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。</p>	
<p>参考見積をとった3者はどういう基準で選ばれたのか。</p>	<p>本件の業務の履行確認に当たっては、当局でも経験のない業務である上、今後の建物建設に向けて重要性の高いものであるため、設計士などの専門家に参考見積業者の選定について助言をいただき、その結果3者を選定したものである。</p>
<p>予定価格作成のために見積書を出した3者を含め、入札者が2者となり、うち1者は辞退で、1者のみとなった理由は何か。</p>	<p>業者からは、契約期間が年度末であり、人手不足を理由に参加できなかったこと及び地質調査業務と測量業務の双方の業務ができないことなどが理由と聞いている。</p>
<p>どのような業者に声掛けすればよいかについて、設計業者に相談したか。</p>	<p>見積を依頼した業者に対しては声掛けを行ったが、どのような業者に声掛けを行えばよいかまでは聞いていない。</p>
<p>今回の案件について声掛けはどれくらい行ったのか。</p>	<p>参考見積をいただいた業者のみである。</p>
<p>応札者の1者が辞退となり、結果的に1者応札と同様となっている。競争性確保の観点から改善すべき点があるか。</p>	<p>入札参加者を増やすためには、早期に入札を実施することが重要であると考えている。本件については、令和2年11月24日に実施された第75回国有財産九州地方審議会にて承認を得なければ、本業務を実施できなかったため、入札時期がこの時期となったものである。 したがって、案件の内容にもよるが、可能な限り早期の入札を行うよう努めることが改善すべき点であると考えている。</p>
<p>本件については、見た目1者応札となっているが、1者応札とならないためには他の対策はあるか。</p>	<p>1者応札解消のための特効薬はないため、これまでも議論されているように、早期の入札、業者への声掛けなどの対応を地道に行うしなかないと考えている。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>落札業者の営業努力の結果、低価格応札となった事情は理解できた。</p> <p>今回はコロナ禍という特殊な事情もあったということだが、他の入札案件についても、業者が参加しやすい工期等の設定を引き続きお願いしたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>コンピュータ関連の調達は同一業者の落札が続いていることから、落札見込みのない業者等からも参考見積を取得する必要があると考える。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>同一業者が建築物点検を落札していたのでブロック塀点検を安価で落札できたことは理解できたが、ブロック塀の非破壊検査が安価で可能であることが分かったことから、今後ブロック塀点検に係る仕様書の作成及び予定価格の積算については非破壊検査を前提に検討すべきであると考えます。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>特殊な案件であるということで、予定価格の積算を業者の見積りに依存せざるを得なかったという事情は理解できた。ただ、特殊な案件だからこそ、より多くの声かけを行うべきではなかったかと考える。</p>	